

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和7年12月10日 開会時間・午前・午後11時21分 閉会時間・午前・午後11時42分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	・ハラスメント条例について	

【開会＝午前 11 時 21 分】

南谷佳寛委員長

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。本日の審議事項は、お手元に配付いたしましたハラスメント条例案についてでございます。事務局から条例案についてご説明申し上げます。

議会総務課員

6月20日の全員協議会で協議いただいた時点から修正した部分についてご説明いたします。ハラスメント条例案に関する資料に沿ってご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の修正は大きく三点ございます。一点目は、11月中旬に執行部側から条例の素案の提供がありましたので、それに伴う議会側の条例と執行部側の条例とのバッティング部分の修正です。二点目は、理念に関する記述の追加、修正、削除です。そして三点目は、6月の全員協議会で議員から指摘があった部分の修正です。

まず、一点目の執行部側条例等とのバッティング部分の修正についてご説明いたします。資料1ページ目に記載されている「2 バッティング部分の修正」と書かれた図をご覧ください。

この図は、修正前に皆様にご説明した際のハラスメント対応の流れを示しています。修正前の案では、議員が関与するハラスメントは、議員が加害者となる場合でも被害者となる場合でも、また、議員と職員の区別なく、すべて議会側の条例で設置した相談窓口にご相談していただくこととなっております。また、ハラスメントの調査・認定もすべて議会側で行う形でした。

この流れを、資料2ページ目の図のとおり修正いたしました。まず、図の上段をご覧ください。こちらは議員が加害者で職員が被害者となった場合のケースです。

職員は、まず執行部側の条例に基づき設置される相談窓口、主に職員課が想定されていますが、その窓口か職員で構成される審議委員会に相談を行います。

相談を受けた窓口もしくは審議委員会は、通常の職員間のハラスメントであれば事実関係の調査を行います。議員が加害者である場合は調査を行わず、相談があった事実を市長に報告します。

報告を受けた市長は、議長に対し、議員のハラスメント行為について調査するよう依頼します。

その後の流れは、6月にご説明したとおり、まず議員で

構成する対策委員会で調査・認定を行い、当事者のどちらかから不服申し立てがあった場合は、第三者で組織する審査会へ諮問するという流れになります。

次に、2ページ目の下段の図をご覧ください。こちらは議員が被害者で、職員や市長等が加害者となった場合のケースです。基本的な流れは先ほどのケースと逆になります。

まず議員は議会事務局に相談します。相談窓口は事実関係の聴取を行わずに議長に報告します。議長は市長に対し、適切に対応するよう調査を依頼します。

依頼を受けた市長は、執行部の職員で組織される審議委員会にまず事案の調査をさせます。その後、議員が被害者である場合は、必ず第三者の審査会に諮問し、意見を聞きます。その結果を受けて、市長が当該職員を処分するという流れになります。

このように、加害者側の条例でハラスメントの調査・認定を行う形になるよう、条例案を修正しております。参考までに、各務原市も議会と執行部で条例を分けておりますが、同様の形となっています。

バッティング部分の修正の説明を終え、次に3ページ目の理念部分の修正についてご説明いたします。

この理念部分の修正は、6月のご説明後に事務局内で出た意見を反映したものです。最初の黒点について、ハラスメントを根絶するというメッセージ性が弱いということで、兵庫県三田市を参考に、四角で囲ってある赤色の文字すべてを追加し、メッセージ性を強化しました。

次に、「議員の責務を修正」とありますが、これも同様に三田市を参考にし、資料の赤字のとおり文言を修正いたしました。

3ページ目最後の黒点については、ハラスメントにあたる言動を行っていると思われる者がいる場合は注意をするという内容の努力規定を追加いたしました。

次に、4ページ目をご覧ください。元々記載していた「職員の責務」は、執行部条例において規定されるため、議会側の条例からは削除いたしました。

次に、「市民の責務」の文言についても修正を加えました。

最後に、四番目として「議員指摘部分の修正」についてご説明します。

票ハラスメントについては、定義が広すぎるという指摘を受けましたので、「有権者としての投票行動や市民としての議員活動への支援を背景とした過度な要求」といった文言を追加し、対象範囲を限定いたしました。

議会事務局長

続けて、私から票ハラスメントについて補足説明をさせていただきます。以前、3月と6月に開催された会議でも票ハラスメントについてご説明いたしましたが、説明が足りない部分がありましたので、改めて説明と確認をさせていただきます。

現在、票ハラスメントを議会のハラスメントに関する条例に取り入れている自治体は、全国的に見て、都道府県では福岡県と大阪府の二つ、自治体では人口300人ほどの利島村の一つ、合計三例のみです。この情報は、地方財団法人地方自治研究機構がホームページ上で公表している、「首長等や議員によるハラスメントに関する条例」の調査（令和7年11月21日現在）による制定状況に基づいています。

これ以降の説明を会議でしておりませんでした。福岡県、大阪府、利島村のすべてにおいて、これらの条例は実効性のある条例です。したがって、票ハラスメントに関する相談があった場合、聞き取り調査を行い、措置や助言等を実施する仕組みになっています。

羽島市議会のハラスメント防止条例案は理念条例として提案されておりますが、仮にこれが実効性のある条例となった場合、相談があれば、議員で構成された対策委員会が調査と事実認定を行い、当事者がその結果に不服を申し立てた際は、第三者審査会に諮問し、審査会が調査・事実認定・答申を行い、それに沿って措置を講じるという流れになります。

しかしながら、このような実効性のある条例を羽島市議会で実現することは難しいと考え、以前の会議では、票ハラスメントを取り入れるとしても、理念条例としての扱いにならざるを得ないという話でした。

また、同機構のホームページ等を確認した限りでは、全国的に見て、票ハラスメントを理念条例として取り扱っている事例はございませんでした。

今回、理念条例案として、第3条第6号に票ハラスメントの定義を、第6条第4項に議員になろうとする者の責務を、そして第7条に市民の責務を取り入れました。

しかし、条例を作成していく過程で、事務局が感じた懸念がございますが、元々この条例は、「ハラスメントをしない、議会が自らを律する」ということで、例えば全国市議会議長会の動画研修を受けていただくなどをしていただきましたが、票ハラスメントに関する市民の責務等のみを理念として条例に取り入れた場合、議会が自らを律するとい

	<p>うよりも、「議員を守るための条例」といったイメージを市民の方々に与えてしまうのではないか。</p> <p>もちろん、票ハラスメントは許されない行為であります。しかしながら、今回策定する議会ハラスメント防止条例に票ハラスメントを取り入れることには懸念が生じるのではないかと考えました。</p> <p>前回ご説明が足りない部分もありましたので、改めて詳しく説明させていただきました。票ハラスメントについても併せてご検討いただければと思います。</p>
南谷佳寛委員長	<p>事務局の説明について、ご質問、意見はございますか。</p>
豊島委員	<p>6月20日以降について、11月中旬に執行部側から素案の提供があり、現在、事務処理が進められているという話でしたが、これは事務的な処理の最中であり、骨格などもまだ確定していないという認識でよろしいでしょうか。</p>
議会総務課員	<p>執行部側の条例の素案については確認し、議会側の条例とぶつからないように修正を行いました。</p> <p>しかしながら、まだ議員の皆様には執行部側の条例をお見せする段階ではないと判断し、今回はタブレット上にも掲載しておりません。</p>
豊島委員	<p>承知いたしました。まだ、通常の執行部の予算審議と同様に、策定過程にあるということですね。</p>
河崎委員	<p>まず、修正案のうち「議員が行為者の場合」について二点質問します。</p> <p>一つは、対策委員会は該当者以外の全議員が関与する形となるのか、それとも政治倫理審査会のように6人程度で構成される形になるのか。</p> <p>もう一つは、ハラスメントが認定された場合の氏名等の公表についてです。これは市のホームページ上での公表を意味するのか、公表の具体的なイメージはどのような形を想定されているのでしょうか。</p> <p>次に、図の下段の「議員が相談者の場合」についてです。職員が加害者の場合、懲戒処分や市長等は氏名公表がありますが、例えば公益社団法人といった関係者の場合、この条例ではどのような扱いになるのかという疑問があります。</p>

議会総務課員	<p>まず議会内部で設置する対策委員会についてです。対策委員会の構成は条例等には規定しない予定です。今後は、運用規定など柔軟に修正しやすいもので運用部分を規定する考えです。</p> <p>対策委員会の構成は様々な事例があるため、最終的には皆様にご判断いただくこととなりますが、議員 17 人全員で構成するのは難しいため、おそらく議長が任命した 6 人以内といった形を想定しております。</p> <p>次に、氏名の公表については、一般的に市のホームページで公表する形がよく見られます。最終的には議長の判断となりますが、そのような公表方法が想定されます。</p> <p>最後に、公益社団法人について、今回のハラスメント条例の対象となるのは基本的に職員です。</p> <p>具体的には、任期付職員、会計年度任用職員、正規職員、市長等を想定しております。したがって、公益社団法人の職員からハラスメントを受けるケースはこの条例の保護対象外であると考えております。</p>
河崎委員	<p>分かりました。そうすると逆に、議員が行為者となる場合でも、被害者が公益社団法人の方である場合はこの条例の対象外という理解でよろしいでしょうか。</p>
議会総務課員	<p>そのとおりです。</p>
豊島委員	<p>これは執行部側の条例も確定していないようですし、決定ではないということを確認したいと思います。</p> <p>〔「議会運営委員会としては本日決定するんでしょう」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「執行部側の条例は、通常議案と同様に上程のタイミングで確認できるものになります」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>票ハラスメントについて、何かご意見はございますか。</p>
豊島委員	<p>私も票ハラスメントについては、以前、同僚議員からも指摘があったとおり、条例に取り入れる必要性について賛成しております。この案でよろしいかと思っております。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにご意見はございますか。</p>

	<p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p> <p>南谷佳寛委員長      では、ハラスメント条例案については、この案のとおり議長に報告し、全員協議会で協議をお願いすることといたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「票ハラスメントについては改めて全員協議会で説明させていただきます。よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕</p> <p style="text-align: center;">〔「いいと思います」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議長、何かございますか。</p>
後藤國弘議長	<p>今回の一般質問において、数名の議員が質問を最後まで終えられない事態が発生しました。</p> <p>また、佐藤議員が行ったように時間がないからといって一括で質問する行為が許容されるのか否か、という点についても意見を伺いたいと思います。</p> <p>これまでの過去の事例として、このような規定がどのように扱われてきたかということも事務局に調査をお願いいたします。</p> <p>次回の議会運営委員会の場で、質問のあり方について議論したいと考えています。質問が最後まで行かないということは、執行部側が答弁を用意している中で、非常に失礼な行為であると認識しております。</p> <p>事前に執行部側と話ができていれば問題ないと思われませんが、そうでないケースで、一括で質問してしまうことが許容されるのかどうか、皆様の意見を伺った上で、今後の対応を決めたいと思います。</p> <p>本日ここで議論するのではなく、事務局でこれまでの事例として、どのように扱われてきたかを調査し、次回の議会運営委員会の中でご報告をいただきたいと思います。</p>
南谷佳寛委員長	<p>よろしく願いいたします。副議長、何かございますか。</p>

南谷佳寛委員長	<p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p> <p>それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 42 分】</p>
---------	--